注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供するＢＷＡアクセスサービス（自営等ＢＷＡアクセスサービスを除く。）の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する全国ＢＷＡアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

６　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

７　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の４（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	